

座間市子ども・子育て支援事業計画

(中間年度見直し版)



平成30年3月

座間市 子ども未来部 子ども政策課

目次

第1章	計画の見直しにあたって	1
(1)	計画見直しの背景	1
(2)	中間見直しの方法	1
(3)	計画の位置付け	2
(4)	計画の期間	2
第2章	子ども・子育て支援事業	3
(1)	教育・保育事業の充実	3
(2)	地域子ども・子育て支援事業	6
①	地域子育て支援拠点事業	7
②	養育支援訪問事業	8
③	放課後児童健全育成事業	9
④	子育て援助活動支援事業	10
⑤	一時預かり	11
⑥	病児保育	13
⑦	延長保育	14
⑧	実費徴収に係る補足給付を行う事業	14
⑨	利用者支援事業	15
⑩	妊婦健康診査事業	17
⑪	乳幼児全戸訪問事業	18
第3章	その他の関連事業の展開	19
(1)	次世代育成支援（子育て支援）行動計画から継承する事業等	19
①	安心して子育てできる地域の支援	19
②	親子が健やかに育つための支援	22
③	子育てに安全・安心な地域づくり	25
④	要保護児童・家庭への自立支援	26
(2)	「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み	28

参考資料	30
【資料1】座間市子ども・子育て支援会議規則	31
【資料2】各事業内容等用語解説	33
【資料3】子ども・子育て会議の歴史	36

第1章 計画の見直しにあたって

(1) 計画見直しの背景

座間市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という）は、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に策定が義務付けられ、平成27年3月に策定されました。

平成27年度、28年度の点検・評価を終え、計画で定めたニーズ（利用見込み量）と実際の利用数で乖離がみられる事業及び座間市の現状に合わせて見直しが必要な事業について、計画の中間年度である今年度見直しを実施するものです。

(2) 中間見直しの方法

教育・保育事業の見直しは、国より提示のあった『市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方』に基づき、最新の人口推計から出した児童数に、支給認定ごとの割合を掛けて数値を算出しています。

また、地域子ども・子育て支援事業については、計画開始後の利用実績などに基づき、一部事業について計画の見直しを実施いたしました。

人口推計比較表

年齢	H27			H28			H29			H30			H31		
	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差
0	957	1,082	-125	996	1,074	-78	982	1,064	-82	970	1,057	-87	947	1,037	-90
1	1,020	1,078	-58	962	1,073	-111	993	1,065	-72	979	1,055	-76	967	1,048	-81
2	1,059	1,084	-25	1,019	1,077	-58	960	1,072	-112	991	1,064	-73	977	1,054	-77
3	1,017	1,011	6	1,055	1,077	-22	1,006	1,070	-64	947	1,065	-118	978	1,057	-79
4	1,081	1,101	-20	1,009	1,006	3	1,051	1,072	-21	1,003	1,065	-62	944	1,060	-116
5	1,030	1,046	-16	1,078	1,097	-19	1,005	1,002	3	1,047	1,068	-21	999	1,061	-62
6	1,075	1,117	-42	1,019	1,043	-24	1,076	1,094	-18	1,003	999	4	1,045	1,065	-20
7	1,034	1,054	-20	1,074	1,115	-41	1,017	1,041	-24	1,074	1,092	-18	1,001	997	4
8	1,120	1,124	-4	1,032	1,055	-23	1,075	1,116	-41	1,018	1,042	-24	1,075	1,093	-18
9	1,049	1,061	-12	1,118	1,123	-5	1,034	1,054	-20	1,077	1,115	-38	1,020	1,041	-21
10	1,035	1,031	4	1,055	1,061	-6	1,122	1,123	-1	1,038	1,054	-16	1,081	1,115	-34
11	1,054	1,054	0	1,035	1,036	-1	1,055	1,066	-11	1,122	1,128	-6	1,038	1,059	-21

1号

年齢	H27			H28			H29			H30			H31		
	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差
3	1,017	1,011	6	1,055	1,077	-22	1,006	1,070	-64	947	1,065	-118	978	1,057	-79
4	1,081	1,101	-20	1,009	1,006	3	1,051	1,072	-21	1,003	1,065	-62	944	1,060	-116
5	1,030	1,046	-16	1,078	1,097	-19	1,005	1,002	3	1,047	1,068	-21	999	1,061	-62
合計	3,128	3,158	-30	3,142	3,180	-38	3,062	3,144	-82	2,997	3,198	-201	2,921	3,178	-257

2号

年齢	H27			H28			H29			H30			H31		
	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差
3	1,017	1,011	6	1,055	1,077	-22	1,006	1,070	-64	947	1,065	-118	978	1,057	-79
4	1,081	1,101	-20	1,009	1,006	3	1,051	1,072	-21	1,003	1,065	-62	944	1,060	-116
5	1,030	1,046	-16	1,078	1,097	-19	1,005	1,002	3	1,047	1,068	-21	999	1,061	-62
合計	3,128	3,158	-30	3,142	3,180	-38	3,062	3,144	-82	2,997	3,198	-201	2,921	3,178	-257

3号(0歳)

年齢	H27			H28			H29			H30			H31		
	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差
0	957	1,082	-125	996	1,074	-78	982	1,064	-82	970	1,057	-87	947	1,037	-90

3号(1～2歳)

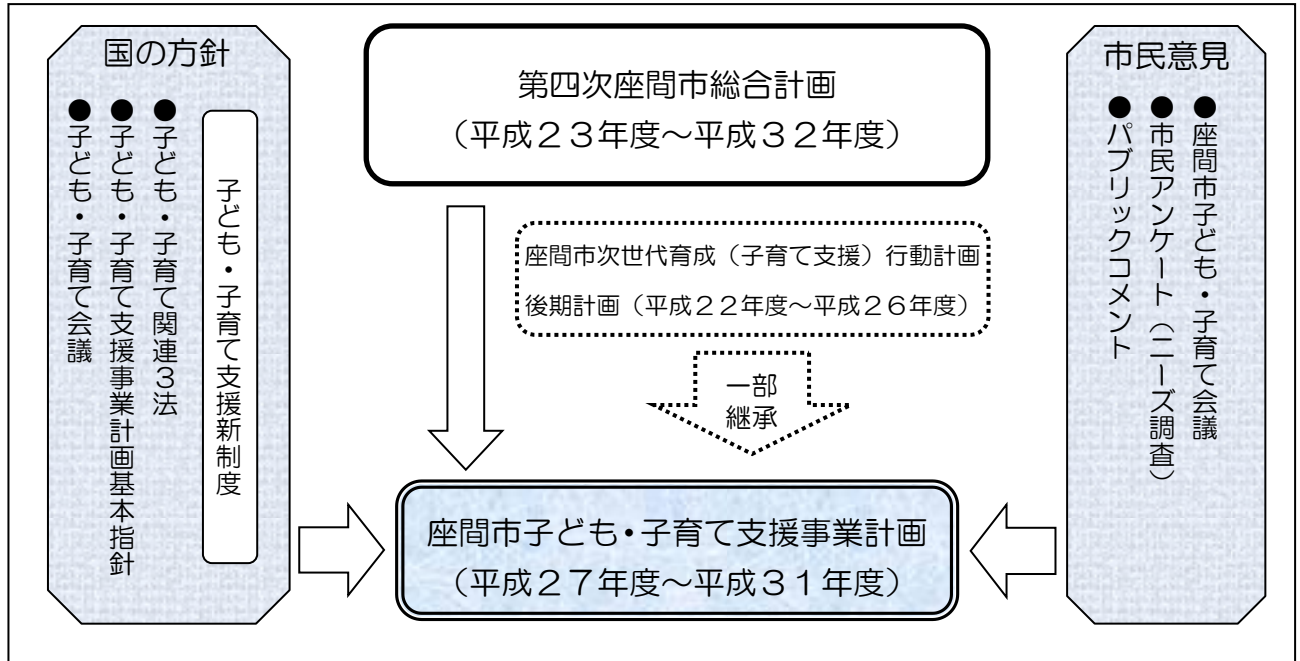
年齢	H27			H28			H29			H30			H31		
	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差	最新値	計画値	差
1	1,020	1,078	-58	962	1,073	-111	993	1,065	-72	979	1,055	-76	967	1,048	-81
2	1,059	1,084	-25	1,019	1,077	-58	960	1,072	-112	991	1,064	-73	977	1,054	-77
合計	2,079	2,162	-83	1,981	2,150	-169	1,953	2,137	-184	1,970	2,119	-149	1,944	2,102	-158

(平成28年7月推計)

(3) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

座間市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画は、平成27年度～平成31年度を計画期間とし、中間年度の計画に見直しを行っても、この計画期間の変更は行いません。

第2章 子ども・子育て支援事業

(1) 教育・保育事業の充実（待機児童の解消）

《現況と課題》

平成28年4月現在、座間市には、認可保育園が19園（市立9園、私立10園）、小規模・家庭的保育が3施設、認可外保育園が1園あります。

また、学校教育法にもとづく認可を受けた幼稚園が9園（すべて私立幼稚園、内施設型給付2園）あります。

教育・保育施設の整備状況（平成28年4月1日現在）

認可保育園				
公立	私立	総定員数	入所児童数	待機児童数
9園	10園	1,493人	1,361人	43人

地域型保育所				
私立	総定員	入所児童数	待機児童数	
3園	29人	23人	0人	

認可外保育園			
	園数	総定員数	入所児童数
届出保育施設	1園	35人	19人
認可化移行保育施設	1園	82人	55人

幼稚園			
施設型給付園数	私学助成園数	認可定員数	入園児童数 ^{※1}
2園	7園	2,210人	1,836人

※1 入園児童数は市外通園児も含む。

認定こども園

座間市において認定こども園はありませんが、今後、認定こども園への移行を希望してくる施設があった際には、教育・保育のニーズ状況を踏まえながら、認可権限を持つ県と調整を図ってまいります。

教育・保育施設の量の見込みと確保量

【1号認定】

(人)

年度	区分	量の見込み			確保量			差 ②-①
		修正前	修正後①		修正前	修正後②		
30	施設型給付	1,943	1,855	580	2,210	2,120	580	0
	私学助成			1,275			1,540	265
31	施設型給付	1,932	1,808	580	2,210	2,120	720	0
	私学助成			1,228			1,400	312

【2号認定】

(人)

年度	量の見込み		確保量		差 ②-①
	修正前	修正後①	修正前	修正後②	
30	820	815	876	1,078	263
31	814	794	876	1,197	403

【3号認定（0歳児）】

(人)

年度	区分	量の見込み			確保量			差 ②-①
		修正前	修正後①		修正前	修正後②		
30	認可保育所	141	128	121	131	149	142	21
	地域型保育所			7			7	0
31	認可保育所	138	125	118	138	173	166	48
	地域型保育所			7			7	0

【3号認定（1～2歳児）】

(人)

年度	区分	量の見込み			確保量			差 ②-①
		修正前	修正後①		修正前	修正後②		
30	認可保育所	424	546	524	408	474	452	▲72
	地域型保育所			22			22	0
31	認可保育所	420	539	517	420	551	529	12
	地域型保育所			22			22	0

《確保方策》

確保量が量の見込みに満たないものについては、今後、施設整備等により確保量の拡充に取り組みます。

具体的な確保方策

(人)

年度	認定区分		事業量（定員数等）	
			修正前	修正後
30	2号認定		18	107
	3号認定 (0歳)	認可保育所		12
		地域型保育所		0
	3号認定 (1~2歳)	認可保育所		51
		地域型保育所		0
	31	2号認定		19
3号認定 (0歳)		認可保育所	24	
		地域型保育所	0	
3号認定 (1~2歳)		認可保育所	77	
		地域型保育所	0	



(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情にあわせて実施する事業で、座間市での実施状況は次のとおりです。

実施事業一覧

	事業名	備考
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	
2	養育支援訪問事業	
3	放課後児童健全育成事業(児童ホーム)	
4	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	
5	一時預かり事業	計画変更
6	病児保育(病後児保育)	計画変更
7	延長保育事業	計画変更
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	追加事業
9	利用者支援事業	追加事業
10	妊婦健康診査事業	
11	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	計画変更

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

《現況と課題》

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業で、近年利用者は増加傾向にあります。

利用者が乳幼児とその保護者であるため、身近な地域に設置することにより、利用しやすい環境が求められています。

子育て支援センター利用状況

子育て支援センター	H27	H28
量の見込み	4,364人	4,337人
実績値	2,743人	3,276人
確保方策	3か所	3か所

《確保方策》

平成27年度に入谷地区に第3子育て支援センターを開所し市内3か所での実施体制となりました。

今後は、さらなる利用増のために、現在行っている相談業務をさらに充実させ乳幼児とその保護者に対する育児支援に努めます。

量の見込みと確保量

	H30年度	H31年度
量の見込み	4,272人	4,223人
確保量	3か所	3か所

養育支援訪問事業

《現況と課題》

座間市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成28年度より開始した事業です。
平成28年度は、該当世帯がなかったが、次年度以降は更に、他機関と連携を取り、該当世帯がないか情報を共有し対応を行います。

利用実績

年度	H27年度	H28年度
量の見込み	—	12人
実績値	—	0人
確保量	—	12人

《確保方策》

量の見込みは月当たり1名を見込み、平成30年度以降も引き続き実施いたします。

量の見込みと確保方策

	H30年度	H31年度
量の見込み ①	12人	12人
確保量 ②	12人	12人
差異 ②-①	0人	0人

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化】

《現況と課題》

近年悲惨な虐待事件が報道され、深刻な社会問題となっています。
このような事態に対応するため、座間市では「要保護児童対策地域協議会」（以下「地域ネットワーク」）を設置し、児童相談所、警察、学校などの関係機関と連携して児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行います。

《確保方策》

研修等に積極的に参加し地域ネットワーク関係職員の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

《現況と課題》

利用ニーズの増加に伴い、立野台地区に1施設増設し、平成28年現在定員数は合計720人、施設当たりの定員数は、40人～60人となっています。設置場所は小学校が5か所、児童館が3か所、コミュニティセンター内が5か所、福祉支援施設併設が1か所で実施しております。

利用実績

	H27年度	H28年度
量の見込み	746人	723人
実績値	634人	656人
確保量 (箇所数)	665人 (13か所)	720人 (14か所)

《確保方策》

平成28年度に児童ホームを1か所新設し、前年度の665人から新たに55人の定員増を図ることが出来た。

今後は、ひばりが丘南児童館内で実施しているひばりが丘南児童ホームを、平成30年4月からひばりが丘小学校内に移転し、小学校内に移すことで児童の安全・安心の確保を図る。

今後も小学校等の協力を得ながら、小学校内への移転を検討、模索していく。

量の見込みと確保方策

		H30年度	H31年度
量の見込み	①	706人	715人
確保量	②	715人	715人
差 異	②-①	9人	0人

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《現況と課題》

地域において育児の援助を受けたい人（依頼）と行いたい人（提供）が会員となり、会員同士で相互援助活動を行う。

利用実績

年度	H27年度	H28年度
量の見込み	1,273人	1,271人
実績値	1,099人	1,260人
確保量	1,099人	1,260人

《確保方策》

協力会員を増やすための広報を積極的に推進するとともに、協力会員になるための講習会を年3回実施し、協力会員確保のための機会を増やしていく。

量の見込みと確保量

	H30年度	H31年度
量の見込み ①	1,271人	1,259人
確保量 ②	1,280人	1,280人
差異 ②－①	9人	21人



一時預かり事業

《現況と課題》

座間市では、平成28年現在、認可保育園6か所、ファミリー・サポート・センター事業において実施しています。

また、平成27年度からは市の事業として、幼稚園においても一時預かり事業が開始されています。

今後は、地域的バランスを考慮するなど、利用しやすい環境整備が必要となります。

【保育園等】

利用実績

年度	H27年度	H28年度
量の見込み	7,140人 6か所	7,140人 6か所
実績値	4,274人 6か所	3,999人 6か所
確保量	7,140人 6か所	7,140人 6か所

《確保方策》

計画に基づき、新たに平成29年度から1か所で一時預かり事業を開始いたしました。

特定の日に利用希望が集中し利用できないことがあるため、今後も地域的バランス等を考慮して実施に向けて検討を行います。

量の見込みと確保量

	H30年度	H31年度
量の見込み	7,140人	7,140人
確保量	8か所	9か所

【幼稚園】

利用実績

	H27年度	H28年度
量の見込み	22,472人	31,568人
実績	33,355人	22,472人
確保量	9か所	9か所

《確保方策》

市内幼稚園9か所で一時預かりを実施。
(市の委託による一時預かりは4か所)

量の見込みと確保量

	H30年度	H31年度
量の見込み	22,472人	22,260人
確保量	9か所	9か所

【ファミリー・サポート・センター事業】

利用実績

	平成27年度	平成28年度
量の見込み	210人	210人
実績	313人	338人
確保量	313人	338人

《確保方策》

現在、利用については充足しています。今後も現状同様充足できる見込みで、会員増加に向けて努めていきます。

量の見込みと確保量

	H30年度	H31年度
量の見込み	210人	210人
確保量	210人	210人

病児保育事業（病後児保育事業）

《現況と課題》

平成28年度現在、座間市には病気の回復期にある児童を一時的に保育する施設が1か所あります。

利用実績

	H27年度	H28年度
量の見込み	107人	92人
確保量 (施設数)	220人 (1か所)	220人 (1か所)

《確保方策》

当初計画では平成29年度から1か所増加の予定でしたが、現在の利用状況等を鑑み計画を修正いたしました。

量の見込みと確保量

	H30年度	H31年度
量の見込み ①	100人	120人
確保量 ②	220人	220人
差異 ②—①	120人	100人



延長保育事業

《現況と課題》

保護者の勤務形態等の事情によって、保育園の11時間の開所時間を超えた時間帯において保育を実施する事業です。現在市内保育園19か所で実施しています。

利用実績

	H27年度	H28年度
量の見込み	28,500人	28,500人
実績値	16,293人	28,552人
確保量 実施施設数	24,000人 19か所	28,552人 19か所

《確保方策》

延長保育事業につきましては、市内認可保育園全園で実施し、今後も実施していきます。

量の見込みと確保方策

	H30年度	H31年度
量の見込み	28,500人	28,500人
確保量 実施施設数	28,500人 25か所	28,500人 28か所

実費徴収に係る補足給付を行う事業

《現況と課題》

低所得で生計が困難である者の子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、もって子どものすこやかな成長を支援する必要がある。

《確保方策》

上記実費徴収額に対して、市が一部補助する。

利用者支援事業

【特定型（保育コンシェルジュ）】

《現況と課題》

子育て世帯や妊娠している方が、保育所及びその他の子育て支援制度等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。

利用実績

	H27年度	H28年度
量の見込み	—	1か所
実績値 (相談件数)	—	1か所 (11件)
確保量	—	1か所

《確保方策》

保育所及びその他の子育て支援制度等を円滑に利用できるよう、また必要に応じて相談・助言等を行うため、園長を経験したことのある公立保育士OBを保育コンシェルジュとして座間市子ども未来部保育課に配属する。

量の見込みと確保方策

	平成30年	平成31年
量の見込み	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所

【基本型】

《現況と課題》

育児に対する相談や多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て世帯が日常的に行ける場所で相談を行えるよう平成31年度に向けて整備する。

《確保方策》

日常的に行きやすい子育て支援センターに専門の研修を受けた職員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する。

量の見込みと確保方策

	平成30年	平成31年
量の見込み	—	1か所
確保方策	—	1か所

【母子保健型】

《現況と課題》

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、妊娠から出産後の切れ目ないない支援が必要である。

《確保方策》

市役所内の健康づくり課に専門職員を配置し、きめ細かい支援を実施する。

量の見込みと確保方策

	平成30年	平成31年
量の見込み	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所

妊婦健康診査事業

《現況と課題》

妊婦とおなかの赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導、国の示す「標準的な健康診査の実施時期、回数及び内容について」に従い医学的検査を実施しています。

利用実績

年度	H27年度	H28年度
量の見込み	13,064人	13,064人
実績値	11,924人	11,184人
確保量	11,924人	11,184人

《確保方策》

量の見込みは、人口推計から出生数の伸び率を参酌し算出しました。今後とも、機会をとらえ周知し、受診率向上に努めてまいります。

量の見込みと確保方策

	H30年度	H31年度
量の見込み ①	13,064人	13,064人
確保量 ②	13,064人	13,064人
差異 ②-①	0人	0人

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《現況と課題》

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握を実施しています。

利用実績

年度	H27年度	H28年度
量の見込み	500人	500人
実績値	429人	351人
確保量	429人	351人

《確保方策》

量の見込みは、人口推計の出生数から、新生児・未熟児・地区担当の各訪問数見込みを差し引き算出しました。今後も引き続き実施していきます。

量の見込みと確保方策

	H30年度	H31年度
量の見込み ①	450人	440人
確保量 ②	450人	440人
差異 ②-①	0人	0人



第3章 その他の関連事業の展開

(1) 次世代育成支援（子育て支援）行動計画から継承した事業

座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間における集中的・計画的な取り組みを推進するため、行動計画を策定し、毎年事業を評価・点検し、推進してきました。

平成27年度からは、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定は任意となったことから、他計画に記載のある事業や、達成度が高かった事業を除き、座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画の内容を本計画に継承し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにします。

① 安心して子育てできる地域の支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

《主要施策の基本方針》

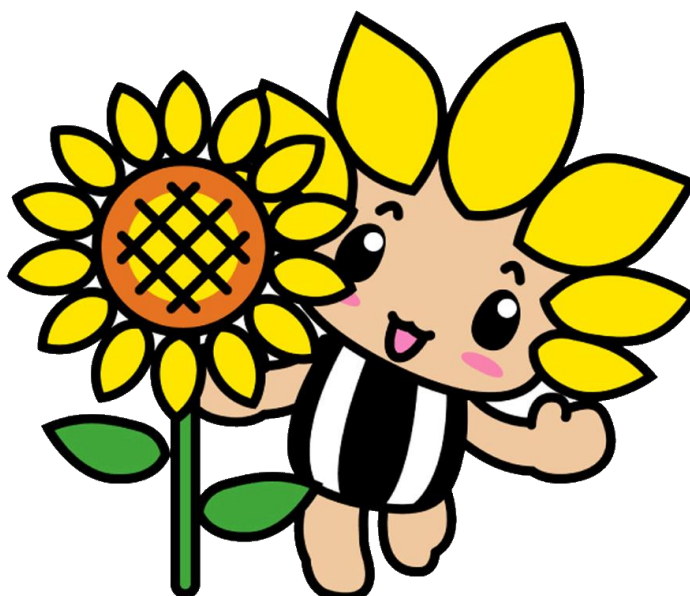
子どもの年代に応じた子育てのニーズや子育ての悩み、不安を解消するためには、適切な相談や助言が必要であり、きめ細かな相談機能を充実させるとともに、子育てに関する情報提供を推進していきます。

《施策の展開》

地域における子育て支援サービスの充実のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問マニュアルに基づき更なる支援体制の充実を図っていきます。	健康づくり課
乳幼児訪問指導	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	適切な時期に訪問を実施し、育児支援を図っていきます。	健康づくり課
妊婦相談	身体的・精神的に不安定な妊婦に対し、保健師が電話等で日常生活全般の保健指導を行います。また、新生児訪問・乳幼児訪問等で継続的な指導を行っていきます。	妊娠届出書からフォローが必要なケースは地区担当の保健師が継続して支援を行います。	健康づくり課

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5か所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	平成25年度から市民健康センターで予防接種相談を開催しました。また、平成26年度から市民健康センター障がい福祉課事業の発達相談を同時開催します。	健康づくり課
児童相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、専門相談員を配置し、適切に相談に応じ、関係機関と対応していきます。	相談件数は大幅に増えていきます。このため、相談の充実を図ります。	子ども政策課



イ 子どもの健全育成

《主要施策の基本方針》

公民館、青少年センター、コミュニティセンター、その他の公共施設の開放など、子どもたちが仲間や地域の人々と共に伸び伸び過ごせる居場所づくりに努めていきます。

さらに、地域と一体となった形で健全育成を図るべく、地域ボランティア、子ども会、自治会等が連携して対処できるような参加・協力体制の整備に努めていきます。

《施策の展開》

子どもの健全育成のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
青少年センター活動事業	青少年センターを活動拠点として、小中学生を対象にした短期教室・講座の開催、青少年フェスティバルの開催等、青少年の健全育成の充実に努めます。	講座については定着したのもも多く、毎回定員を超えての応募があります。フェスティバルについては参加団体の高齢化などがあり、新規の団体が参加し易いように取り組んでいきます。	青少年課
協力団体の支援	青少年が地域と共に活動できるように、地域の協力団体の活動を支援します。	地域ごとに抱える問題が異なるため、相互の連絡を密にし、的確な支援を行っていきます。	青少年課
ジュニア・リーダーの発掘・養成	子ども会等の行事や活動をサポートする中高生（ジュニア・リーダー）の発掘・養成に努めます。	日程の都合等により、地域からの派遣要請にこたえられないケースがあることから、より多くの人員を育成し、要請に対応できる体制作りを目指していきます。	青少年課
青少年相談	青少年が直面するあらゆる問題に対し、青少年相談員、青少年心理相談員が対応します。	青少年が直面するあらゆる問題についての相談を受け、発達過程に対応した必要な指導・助言を心がけるよう努めます。また、関係機関と連携し、問題の早期発見解決に取り組んでいきます。	青少年課

ウ 保育サービスの充実

《主要施策の基本方針》

女性の社会進出や就業形態の変化等を背景として、保育園の利用を希望する児童の割合は年々増加しています。

多様化する保育ニーズに対応するため、休日保育の充実を目指します。

《施策の展開》

保育サービスの充実のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
休日保育事業	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。	利用希望者の動向を考慮しながら検討していきます。	保育課

② 親子が健やかに育つための支援

ア 子どもや母親の健康の確保

《主要施策の基本方針》

安心して妊娠・出産できるよう、母親父親教室のあり方等を検討し、更なる内容の充実を図ります。

成長の著しい乳幼児期は、成長の確認や疾病の早期発見だけでなく、育児不安の軽減や友達作りをしやすいような乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等の事業を展開します。

《施策の展開》

子どもや母親の健康の確保のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
母親父親教室	妊娠18～32週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信をつけてもらうことを目的とします。	参加者数が減少しているため、事業のPR方法の検討や、内容の変更について検討します。	健康づくり課

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
離乳食育児 教室「赤ちゃん 生後5〜6か 月」 教室「もぐもぐ 生後7〜8か 月」	概ね生後5〜8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	健やかに赤ちゃんを育てるために、離乳食を中心に、児の発育や発達、育児、予防接種について栄養士・保健師により基礎的知識を得る機会が必要と考えています。このため、参加者が求める内容が提供できているかをアンケートで確認します。	健康づくり課
2歳児歯科 健康診査	むし歯予防の生活習慣が確立する2歳児を対象に健診・教育、予防処置を行い、歯を通して生活を見直す機会とします。	この時期に歯科健診を受け、食生活等を見直し、う蝕の重症化を防ぐ必要があることから、受診率の向上を目指します。	健康づくり課
親子相談	行動発達、言語発達や子どもへのかかわり方について心配のある親子に対し相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す助言をします。	親の不安を軽減して幼児の発達を促せるよう、実情に合わせて支援体制を充実していきます。	健康づくり課
乳幼児フォロ ー教室 「わくわく教 室」(1歳6か 月児) 「すくすく教 室」(3歳6か 月児)	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	参加している親子にあった適切な支援を考えていきます。	健康づくり課
小児医療費 助成制度	小児の健康の増進に資する事を目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を図ります。	小児の健康の増進、健全な育成に有効であると考えています。このため、平成26年10月1日から、対象年齢を小学校6年生までに拡大しました。	医療課
出生連絡票 受理	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明、紹介します。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。	育児等の疑問や不安の記載がある場合、適切な助言が行えるような体制を整えていきます。	健康づくり課

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
産婦新生児訪問	保健師・助産師が家庭訪問し、子どもの発育状態を観察した上でその母子に合った授乳方法等について支援します。	新生児の発育及び育児上必要な指導を実施します。また、アンケートから母の気持ちを引き続き支援し、育児不安の解消に努めます。	健康づくり課
乳幼児健康診査	4か月児健康診査…受診者に対し、集団で離乳食開始に向けての話をします。 2歳児歯科健康診査…受診者に対し、集団で飲み物やおやつのとりの方が歯に与える影響などを伝え、良い生活習慣が身につくよう支援します。 4か月児、1歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査…個別栄養相談の機会を設け、子どもの発育、生活習慣、食の自立等個々の家庭に合わせて支援します。 8～10か月児健康診査…個別健診のため、健診票に栄養に関する相談事項が記載されている場合、電話にてフォローを行います。	母親のニーズに答え、各月齢にあわせた発育及び育児上必要な栄養指導を実施できるよう随時検討していきます。	健康づくり課
未熟児訪問指導	出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療申請児に対し、日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	平成25年度から実施している事業で、退院後、早期に訪問を行い継続支援をしていきます。	健康づくり課
未熟児支援教室	出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療申請児、その養育者に対し日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	平成25年度年度から実施している事業で、教室への参加を促し、仲間づくりと育児不安の軽減を図っています。また、発育発達に心配がある児に対して、関係機関と連携を取ります。	健康づくり課

③ 子育てに安全・安心な地域づくり

イ 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

《主要施策の基本方針》

交通安全運動の実施などにより、交通事故の抑制に努めるとともに、安心して外出できるように、防犯灯などの整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施などにより犯罪の防止を図り、子ども達が被害に遭わない安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

《施策の展開》

安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境整備のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
防犯啓発活動	くらし安全安心嘱託指導員を配置し、青色防犯パトロール車による防犯パトロールの実施や専門指導員による子どもを対象とした防犯教育の実施に努めます。	防犯パトロールについては、今後も実施回数等の充実に努めます。	市民協働課
防犯灯の設置・管理	犯罪抑止の観点から防犯灯の設置・維持管理を行っており、夜間の交通安全と防犯に努めます。	今後も効率的な防犯灯の設置・管理の充実に努めます。	市民協働課

ウ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

《主要施策の基本方針》

交通安全教育の必要性を重視し、小学校においては交通ルールやマナーを体験的に身に付けさせるために、交通安全教室や自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制について指導すると共に、通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。

《施策の展開》

子どもの交通安全を確保するための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
子どもの交通安全教育	小学校等において、交通安全教室や自転車乗り方教室を実施し、子ども自身の交通安全意識の高まりに努めます。	交通安全教室等を通じ交通安全意識の高揚と事故防止を図るため、今後も事業展開に努めます。	市民協働課
学童交通安全指導員の配置	通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。	学童交通指導員による交通安全指導等を行うことにより、子ども・歩行者の交通安全の確保と交通安全意識の啓発に取り組みます。	市民協働課

エ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

《主要施策の基本方針》

子どもを犯罪等の被害から守るため、専門補導員や青少年補導員の地区街頭パトロール等を実施するとともに、地域の見守りを強化します。

《施策の展開》

子どもを犯罪等の被害から守るための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
街頭補導活動	青少年の非行防止のため、専門補導員による毎日の街頭パトロールや青少年補導員の地区街頭パトロール等を実施します。また、子どもの健全な成長を支えるため街頭キャンペーンを実施します。	青少年とのコミュニケーションを図る「声かけ」活動を重点に置き、注意、指導等を行いながら、非行防止に取り組みます。	青少年課
こども110番の家	不審者からの声かけ、わいせつ、つきまとい、ちかん行為などから子どもを守る緊急避難場所として「こども110番の家」を充実し、子どもが被害者となる犯罪の防止に努めます。	関係団体との連絡を密にし、劣化破損した看板の交換など、継続的に取り組んでいきます。	青少年課

④ 要保護児童・家庭への自立支援

オ 児童虐待防止対策の充実

《主要施策の基本方針》

児童虐待の防止のために、座間市要保護児童対策協議会において母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関・警察など、子どもを取り巻くすべての関係者・関係機関が連携し、早期発見、早期対応を図ります。

《施策の展開》

児童虐待防止対策の充実のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
座間市要保護児童対策協議会	関係者・関係機関による座間市要保護児童対策協議会を開催し、必要な支援のための連絡調整を行い、児童虐待の防止と迅速な対応に努めます。	座間市要保護児童対策協議会において関係機関との連携を密にしながら、児童虐待等の対応をしていきます。	子ども政策課

カ 母子家庭等の自立支援の推進

《主要施策の基本方針》

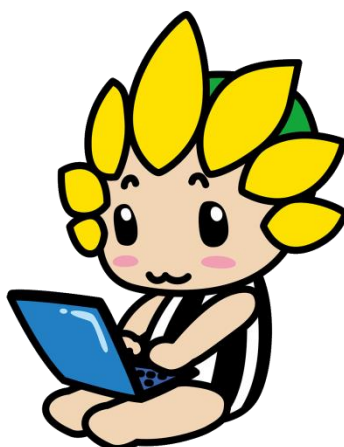
ひとり親家庭は、母親・父親が家計の主たる担い手であると同時に、子どもの養育を一人で行わなければならない状況にあり、ひとり親家庭の母親は就労の困難さを、父親は子育ての困難さをもっています。ひとり親家庭の自立のためには、安心して子供が育てられること、そして、仕事との両立が出来ることが非常に重要であり、子育てや生活の支援、就労の支援、経済的な支援等自立のための支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭の母親、父親の様々な悩みを聞き、きめ細かな情報提供ができる相談業務の充実を図ります。

《施策の展開》

母子家庭等の自立支援の推進のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
母子家庭自立支援給付金事業の推進	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費の給付により、雇用の促進を図ります。	平成26年度より、母子家庭等の自立支援を目的とし、教育訓練費の公費負担を20%から40%へ、上限を20万円に増額しています。	子ども育成課
母子家庭等日常生活支援事業の推進	疾病や就労支援のために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	母子家庭等の自立を支援するために継続します。	子ども育成課
母子父子自立支援員による相談	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労などのさまざまな分野の総合窓口として相談に対応します。	支援に係わる事業が父子にも拡充しており、母子・父子の自立支援の総合窓口として継続します。	子ども育成課



「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

《主要施策の基本方針》

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国による「放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画策定指針に即して目標・方針を策定し、庁内連携のもとで一体型又は、連携型の児童ホームと放課後子供教室を計画的に整備していきます。

設置実績

	H27年度	H28年度
設置予定数	—	1か所
設置数	—	1か所

《今後の計画》

当初計画では、年度ごとに1か所開設を予定していたが、全校での実施に向けて年度ごとに2施設開設を行います。

設置計画

	H30年度	H31年度
確保量	5か所	7か所

参考資料

【資料1】 座間市子ども・子育て支援会議規則

【資料2】 各事業内容等用語解説

【資料3】 子ども・子育て会議の歴史

【資料1】

座間市子ども・子育て会議規則

(平成25年6月25日規則第52号)

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例（昭和48年座間市条例第48号）第3条の規定に基づき、座間市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 幼稚園又は保育園の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(別表)

座間市子ども・子育て会議委員名簿

所属機関・団体・役職等は、平成29年2月現在

会議役	所属機関・団体名	役職名	氏名
会長	和泉短期大学	教授	大下 聖治
副会長	座間市社会福祉協議会	会長	飛田 昭
	座間市保育会	会長	小島 良之
	座間市商工会	会長	長本 享一
	座間市私立幼稚園連絡協議会	会長	平野 誠司
	相和私立幼稚園協会	会長	山本 安雄
	座間市子育て支援ネットワーク	代表	金子 三枝子
	座間市民生委員児童委員協議会	代表	早苗 真由美
	座間市小学校校長会	代表	日向野 亨
	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ風の子	理事長	椎野 一子
	公募（保育園児の保護者）		関 晴美
	公募（幼稚園児の保護者）		青木 満代
	公募市民		小澤 ゆり

※任期：平成28年7月27日～平成30年7月26日

【資料2】

各事業内容等用語解説

【地域子育て支援拠点事業】

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。

フリースペースの開放などにより、保護者同士、子ども同士が気軽に集い交流を持つことができ、友達作りや情報交換など、親子で楽しく過ごすことができます。

また、常駐している職員による育児相談、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習会等も行っており、保護者の子育てへの負担感の緩和、社会的孤立の解消などを図っています。

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業】（児童ホーム）

小学校に就学している児童が放課後、保護者が就労、就学、疾病などにより、授業終了後に家庭での保育が十分にできない場合に、保護者の帰宅までの保育を行う事業です。

【子育て援助活動支援事業】（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と当該援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域の中で助け合いながら子育て支援を推進することを目的とした事業です。

【一時預かり事業】

急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合の乳幼児について、主に昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【病児保育（病後児保育）】

児童が病氣中または病氣の回復期にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、保護者が就労している等の理由で自宅での保育が困難な場合、児童を一時的に保育する事業です。

【延長保育事業】

保護者の勤務形態等の事情によって、保育園の11時間の開所時間を超えた時間帯において保育を実施する事業です。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

低所得で生計が困難である者の子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、もって子どものすこやかな成長を支援する事業です。

【利用者支援事業】

「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の三種類の事業があり、それぞれの事業内容は次のとおりである。

- 基本型・・・子育て世代が日常的に相談に行きやすい子育て支援センターなどに設置され、育児相談や市のサービスについての説明を受けることができる。
また、地域と連携をした事業の実施も行う。

- 特定型・・・特定型は主に市役所などに設置され、保育所などの教育・保育事業の利用案内、待機児童対策に重きを置いた事業である。
また、この事業では地域との連携は市役所が担い実施する。

- 母子保健型・母子保健担当課に主に設置され、妊娠から出産後まで、切れ目ない支援を実施することを目指した事業。
この事業では、母子健康手帳の発行や、それぞれの家庭にあったケアプランの作成などを行う。

【次世代育成支援（子育て支援）行動計画】

次世代育成支援行動計画は、平成15(2003)年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定するもので、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、集中的・計画的に推進するために策定された計画です。

【教育保育事業の利用区分】

- 1号認定
満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
- 2号認定
満3歳以上で、保育園等での保育を希望される場合
- 3号認定
満3歳未満で、保育園等での保育を希望される場合

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方 (一時預かりを利用することもできます)	○幼稚園 ○幼稚園 + (一時預かり)
2号認定	3～5歳	あり (教育希望あり)		○認定こども園 ○認定こども園 + (一時預かり)
3号認定	0歳 1、2歳	あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育所

【資料3】

子ども・子育て会議の歴史

- 平成15年7月・・・「次世代育成支援対策推進法」策定
- 平成16年1月～3月・・・座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査実施
- 10月 1日・・・座間市次世代育成（子育て支援）行動計画（骨子案）のパブリックコメント実施
- 平成17年1月 1日・・・座間市次世代育成（子育て支援）行動計画（素案）パブリックコメント実施
- 「次世代育成支援対策推進協議会」の公募委員募集（2名）
- 平成17年度・・・5年を1期とする「座間市次世代育成（子育て支援）行動計画」（前期計画）策定（平成17年度～平成21年度）
- 平成22年度・・・「座間市次世代育成（子育て支援）行動計画」（後期計画）策定（平成22年度～平成26年度）
- 平成24年8月・・・「子ども・子育て支援法」成立
- 平成25年11月15日・・・平成25年度第1回座間市子ども・子育て会議開催（委員委嘱）
- 委嘱期間；11月15日～平成27年11月14日
- 平成25年12月・・・12月12日～26日で計画策定のために未就学児のニーズ調査を実施
- 平成26年 2月・・・2月7日～23日で就学児のニーズ調査を実施
- 平成27年 3月・・・座間市子ども・子育て支援事業計画策定
- 平成27年10月7日・・・「次世代育成支援対策推進協議会」は「座間市子ども・子育て会議」に一部事業を継承し終了
- 平成28年 7月28日・・・平成28年度第1回座間市子ども・子育て会議開催（委員改選）
- 委嘱期間；平成28年7月27日～平成30年7月26日
利用者支援事業（基本型）、実費徴収、子どもを守る地域ネットワークを計画に追加
- 平成30年2月・・・座間市子ども・子育て支援事業中間見直し